

主な指導改善指示事項一覧【全サービス共通】

(平成31年4月～令和6年12月)

区分	指 示 事 項
人員関係	1 従業員のうち資格を確認できないものが見受けられたので、資格の写しを提出すること
	2 人員に関する基準が満たされていない状況が見受けられるので、自主点検の上必要な措置を講じること
	3 従業員等に対して雇用契約の締結など雇用関係が明確でないものが見受けられたので改めること
	4 法人役員である従業者についても勤務実態を把握できる書類を整備すること
	5 兼務職員について、雇用条件通知書等により就業場所を明確化すること
	6 兼務職員の勤務場所・時間が分かるよう適切な記録を残すこと
	7 事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにすること
	8 管理者が不在の状況を早急に解消すること
運営規程、契約書、重要事項説明書	9 運営規程、契約書、重要事項説明書の整合性を図ること
	10 運営規程、契約書、重要事項説明書の内容を適切に記載すること
	11 受給者証により受給資格を確認すること
	12 重要事項説明書の内容に変更が生じた際は、利用者に説明を行って同意を得ること
	13 サービスを提供するときは、事業者及び事業所の名称、サービス内容、契約支給量、契約日等の受給者証記載事項を利用者の受給者証に記載すること
	14 契約の締結、変更及び終了時に受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告すること
個別支援計画(居宅介護等を除く)	15 フェースシート・アセスメントシートを適切に作成すること
	16 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の作成にあたっては会議を開催し、担当者等から意見を求める。また、個別支援計画の作成にかかる会議の記録を適切に残すこと
	17 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、計画を作成した際は利用者等に同意を取り、計画を交付すること。また、個別支援計画に同意年月日の欄を設けること
	18 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の作成後は計画の実施状況を把握し、少なくとも6月に1回以上(自立訓練、就労移行支援、自立生活援助においては3月に1回以上)モニタリングをして計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更をすること。また、モニタリングにあたっては利用者及び家族等と連絡を継続的に行い、利用者等へ面接を行うこと
	19 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)は、個別支援計画の作成や計画に対しての達成状況の把握(モニタリングの記録)等、計画作成にかかる一連の流れを適切に行うこと
	20 利用者負担額を受領すべき利用者から支払いを受けている利用者が見受けられたので、適正な措置を講じること(就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出事業所を除く)
利用者負担	21 金銭の支払いを求める際にはその使途及び額、支払いを求める理由について書面で明らかにし利用者等の同意を得ること
	22 利用者に対して金銭の支払いを求める場合は、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限ること
	23 利用者から費用の支払いを受けた場合は領収書を発行すること
	24 利用者負担額を受領すべき利用者から支払いを受けている利用者が見受けられたので、適正な措置を講じること(就労継続支援A型事業利用者負担減免措置実施届出事業所を除く)

区分	指示事項
運営	<p>25 サービスを提供した際には、提供日、内容、その他必要な事項を提供の都度記録し、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けること</p> <p>26 従業者の資質向上のため研修の機会を確保すること。また、研修の記録を適切に残すこと</p> <p>27 従業者に対し個人情報漏えい保持の措置を漏れなく行うこと</p> <p>28 事業所の見やすい場所に、重要事項等を掲示すること</p> <p>29 他の事業所等に対する利用者等の情報提供については、あらかじめ文書により利用者等から同意を得ること</p> <p>30 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、事前に利用者等に対して同意を得ること。また、実際に行った際はその状況、手段、時間、並びに緊急やむを得ない理由等の必要な事項の記録を残すこと</p> <p>31 市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、その額を通知すること</p> <p>32 サービスの質について、自主点検等による評価を行い、常にその改善を図るよう努めること</p> <p>33 サービス提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存すること</p> <p>34 事業所ごとに経理を区分すること</p> <p>35 広告(パンフレット)に現状と異なる内容があるため改めること</p> <p>36 協力医療機関協定書の内容が古いままでになっているので改めること</p> <p>37 苦情、事故、ヒヤリハットの記録に関する様式を整備し、記録を適切に残すこと</p> <p>38 事故が発生した場合は、県・市町村・家族等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、その原因を解明し再発防止に努めること</p> <p>39 虐待案件について、法人(施設)として研修や会議など再発防止に向けた具体的取り組みについて報告すること</p> <p>40 利用者との契約時等には、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村へ報告すること</p> <p>41 ハラスマントの防止のための措置を講じ、その窓口を従業員に周知すること</p> <p>42 身体拘束等の適正化の委員会及び研修を実施しその記録を残すこと。また、指針の整備を行うこと。</p> <p>43 虐待防止のための委員会及び研修を実施しその記録を残すこと</p> <p>44 業務継続計画を策定するとともに、研修及び訓練をそれぞれ年1回以上行うこと。</p> <p>45 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策について、委員会の開催、指針の整備、従業者への研修と訓練を定期的に実施すること。</p>
変更届	46 変更事項があったときは、10日以内に県知事に対して変更届を提出すること
業務管理	<p>47 業務管理体制整備の届出を早急に行うこと</p> <p>48 障害福祉に関する各種法令、基準の研鑽に努め、適切に法令遵守状況を把握し、業務管理体制の構築に努めること</p>

※「10.運営規程、契約書、重要事項説明書の内容を適切に記載すること」について

平成30年度の運営に関する基準の解釈通知において、第三者評価の実施状況を利用者に説明をする旨の記載が追加されています。各事業所において、重要事項説明書等へ記載をするようご留意ください。

【参考】

第4節 運営に関する基準 第三の3運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第9条)

指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、**提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)**等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

主な指導改善指示事項一覧【サービス別】

(平成31年4月～令和6年12月)

<居宅介護等>

区分		指 示 事 項
人員	1	サービス提供責任者の1人以上は常勤専従のものとすること
居宅介護計画	2	サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画書等を作成し、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、計画を作成・変更した際には利用者等に内容を説明の上、同意を得ること
運営	3	従業者は身分を証する書類を携行すること
報酬関係	4	通院介助におけるタイムテーブルを記録し、通院時のサービス提供時間の算定を適切にすること
	5	移動支援と請求が重複しているものがあるので自主点検・措置を講じること
	6	特定事業所加算の算定について、基準にある加算の算定要件の一部を満たしていない(全ての算定要件を満たす必要がある)ので、自主点検を行い必要な措置を講じること
	7	2人体制の居宅介護従業者によるサービス提供について、受給者証にその旨の記載がないので、必要な措置を講じること
	8	初回加算について、サービス提供責任者が同行または自らサービス提供したことが分かる記録を残すこと
	9	緊急時対応加算の算定にあたっては、必要な記録を残すとともに、変更した計画に利用者の確認を受けること
	10	喀痰吸引等を行う場合には事業所及び実施者の申請を行い、登録すること
	11	指定居宅介護等を行った場合は、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護等計画に要する時間に基づき算定するよう留意すること

<生活介護>

区分		指 示 事 項
人員	1	医師の出勤記録を適切に残すこと
	2	看護職員の配置は、日常的な利用者1人1人の健康状態を把握することができる時間数の確保が必要となることに留意すること
運営	3	県条例における留意事項通知に従い、非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等をすること
	4	定員超過の状態が続いているので、その解消に努めること
報酬関係	5	福祉専門職員配置等加算を算定するにあたって、県知事に届け出た時点において配置されている従業員の体制と現状が異なり算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること
	6	欠席時対応加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと
	7	送迎加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと。また、自宅と事業所間以外の場所に送迎する際は事前に送迎場所について利用者の合意を得ること
	8	訪問支援特別加算の算定にあたっては、個別支援計画等に基づき、予め利用者等の同意を得て居宅訪問による相談援助を行ったことが要件となることに留意すること
	9	個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、個別支援計画未作成減算を行うこと
	10	リハビリテーション加算の算定にあたっては概ね3ヶ月ごとに進捗を評価する必要があることに留意すること。実施計画は利用者に同意を得ること
	11	送迎加算(I)の算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること

<短期入所>

区 分	指 示 事 項
報酬関係	1 短期入所及び併設事業所における人員基準の運用に当たっては、短期入所の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を短期入所の利用者の数とみなした場合において、短期入所として必要とされる数以上の配置をする必要があることに留意すること
	2 送迎加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと。また、自宅と事業所間以外の場所に送迎する際は事前に送迎場所について利用者の合意を得ること
	3 送迎加算の対象として、病院や他事業所を利用するための送迎は認められないため、自主点検の上必要な措置を講じること
	4 日中活動サービス(特別支援学校を含む)の利用がない日の請求区分が誤っているので、自主点検の上、必要な措置を講じること

<施設入所支援>

区 分	指 示 事 項
運営	1 県条例における留意事項通知に従い、非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等をすること
	2 金銭管理、財産管理等にあたっては、金銭管理契約の締結、取扱規程等の整備により適切名を管理を行うこと
報酬関係	3 個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、個別支援計画未作成減算を行うこと
	4 入院・外泊時加算Ⅱの算定にあたっては、特段の事情の無い限り、原則として1週間に1回以上病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、その内容を記録する必要があることに留意すること
	5 栄養マネジメント加算の記録・モニタリングの実施記録が不十分であるため、適切な記録を行うこと

<就労移行支援・就労継続支援>

区 分	指 示 事 項
運営	1 県条例における留意事項通知に従い、非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等をすること
	2 定員超過の状態が続いているので、その解消に努めること
	3 工賃規程を整備すること
	4 年度ごとに工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃の平均額を利用者に通知すること
	5 施設外支援を行う場合は、支援内容を個別支援計画に位置付けるとともに、利用者または実習受け入れ先事業者から当該サービスの状況を聞き取り日報等を作成すること
	6 施設外就労を行う場合は、個別支援計画への記載他「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」に定められた必要な要件を満たすこと
	7 ハローワークの求人票にある勤務時間と運営規程等の勤務時間の整合性を図ること
	8 生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となっていないため、経営改善計画を作成し、提出すること
報酬関係	9 福祉専門職員配置等加算を算定するにあたって、県知事に届け出た時点において配置されている従業員の体制と現状が異なり算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること
	10 欠席時対応加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと
	11 送迎加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと。また、自宅と事業所間以外の場所に送迎する際は事前に送迎場所について利用者の合意を得ること
	12 訪問支援特別加算の算定にあたっては、個別支援計画等に基づき、予め利用者等の同意を得て居宅訪問による相談援助を行ったことが要件となることに留意すること
	13 個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、個別支援計画未作成減算を行うこと
	14 利用者の平均労働時間の算定方法について誤りがみられるため、障害福祉課へ必要な届出を行うこと(就労継続支援A型)
	15 送迎加算(I)の算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること

<共同生活援助>

区分	指 示 事 項
運営	1 県条例における留意事項通知に従い、非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等をすること
	2 金銭管理、財産管理等にあたっては、金銭管理契約の締結、取扱規程等の整備により適切な管理を行うこと
報酬関係	3 福祉専門職員配置等加算を算定するにあたって、県知事に届け出た時点において配置されている従業員の体制と現状が異なり算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること
	4 個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、個別支援計画未作成減算を行うこと
	5 帰宅時支援加算の算定にあたっては、事前に個別支援計画に位置付ける必要があることに留意すること
	6 夜間支援等体制加算Ⅰの算定にあたっては、夜間支援の内容について個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける必要があることに留意すること
	7 医療連携加算Ⅶの算定にあたっては、重症化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に入所者またはその家族等に対して同意を得ること
	8 日中支援加算Ⅱの算定にあたっては、日中サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援内容について当該日中活動サービスとの整合性を図った上、個別支援計画に位置付ける必要があることに留意すること

<児童発達支援・放課後等デイサービス>

区分	指 示 事 項
人員	1 サービス提供時間を通じて配置が必要な保育士、児童指導員又は障害福祉サービス経験者の員数が不足しているので、早急に改めること。保育士、児童指導員の1人以上は常勤である必要があるので改めること
運営	2 おやつ代を請求する場合は、請求の積算根拠を明確にすること
	3 県条例における留意事項通知に従い、非常災害に関する具体的な計画をたて、通報体制等を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。また、定期的に避難訓練等をすること
	4 定員超過の状態が続いているので、その解消に努めること
	5 福祉専門職員配置等加算を算定するにあたって、県知事に届け出た時点において配置されている従業員の体制と現状が異なり算定要件を満たしていないため、自主点検の上必要な措置を講じること
報酬関係	6 欠席時対応加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと
	7 送迎加算の算定にあたっては、適切な記録を残すこと。また、自宅及び学校と事業所間以外の場所に送迎する際は事前に送迎場所について通所給付決定保護者の合意を得ること
	8 個別支援計画作成前にサービスを提供している事例が見受けられたので、個別支援計画未作成減算を行うこと
	9 児童発達支援管理責任者が常勤かつ専従でない期間に応じ、人員欠如減算を算定すること
	10 家庭連携加算(事業所内相談支援加算)の算定にあたっては、個別支援計画に基づき、予め通所給付決定保護者の同意を得た上で相談援助を行い、その記録を残す必要があることに留意すること【R5まで】
	11 児童指導員等加配加算の算定要件を満たしていない月が見受けられるので、自主点検の上必要な措置を講じること
	12 児童指導員等配置加算の算定にあたっては、児童指導員資格の確認を行った上、県障害福祉課に届け出ること
	13 学校教育法における休業日・休校日ではない日に、休業日に行う場合の基本報酬単価で請求をしている事例が見受けられるので、改めるとともに必要な措置を講じること
	14 少なくとも年に1回以上、自己評価を適切に行うこと。また、障害福祉サービス等情報公表システムに内容を公表する際は、最新の評価が分かるようにすること。